

原価算定期間終了後の 小売電気料金の事後評価

第 3 9 回 料金審査専門会合
事務局提出資料

2 0 2 0 年 1 月 2 1 日 (火)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

- 1.電気事業利益率等の状況（関西電力・九州電力を除くみなし小売電気事業者 8 社）
 - （1）原価算定期間終了後の事後評価について
 - （2）料金変更認可申請命令に係る審査基準
 - （参考 1）一定水準額と2015年度末超過利潤累積額の補正
 - （3）審査基準の適用結果
 - （参考 2）各社概況
- 2.総評

1. 電気事業利益率等の状況

(関西電力・九州電力を除くみなし小売電気事業者 8 社)

1. (1) 原価算定期間終了後の事後評価について

- 原価算定期間終了後、事業者は、原価と実績の比較及びその差異要因・利益の使途・収支見通し等について評価を実施するとともに、行政は、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することが「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（2012年3月）」において提言されている（※1）。
- 行政の評価では、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、2013年3月19日付けで改定した。（※2）

※2：電気事業法等の一部を改正する法律（2014年法律第72号）の施行に伴い、同内容は、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に含まれている。

（※1）「有識者会議報告書」における原価算定期間終了後の事後評価に関する提言

<事業者による評価>

以下の事項等について、事業者が評価を実施。

- ・部門別収支ベースで原価と実績値の比較及びその差異要因
- ・これまでの利益の使途
- ・現行料金を維持した場合に想定される収支見通し（翌1年分について会社全体及び規制部門）
- ・収支における効率化の寄与分

<行政による評価>

- ・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の可否について検討。

（出典：2012年3月 電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議報告書）

1. (2) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、＜ステップ1＞規制部門の電気事業利益率による基準、＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

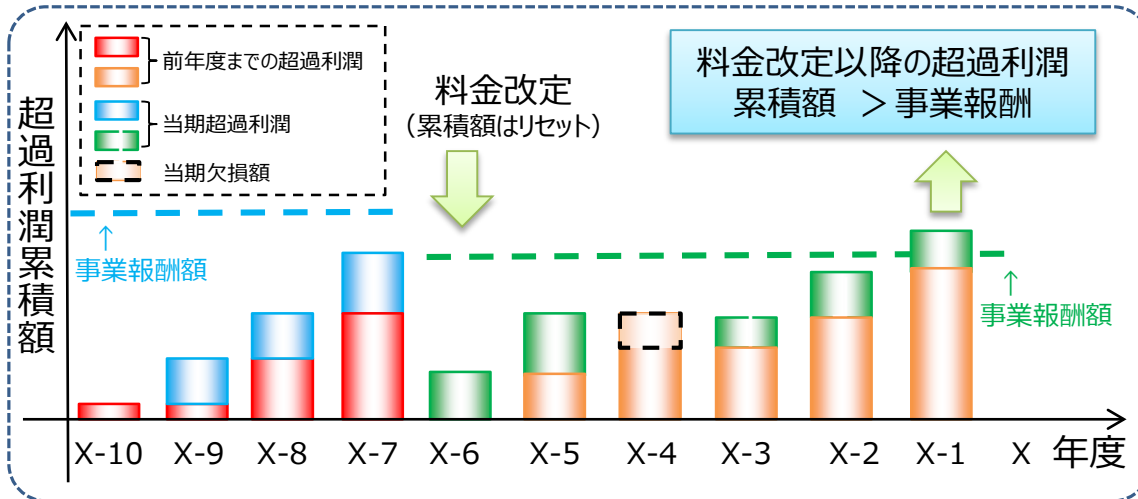
＜ステップ1＞規制部門の電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

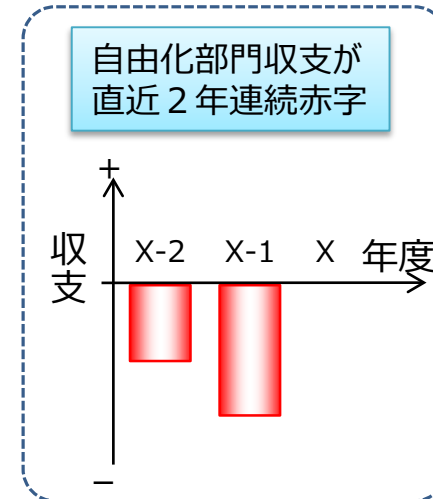
- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3カ年度平均）
 - ② みなし小売電気事業者10社の規制部門における電気事業利益率（過去10カ年度平均）
- ①＞②の場合→ステップ2へ

＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は

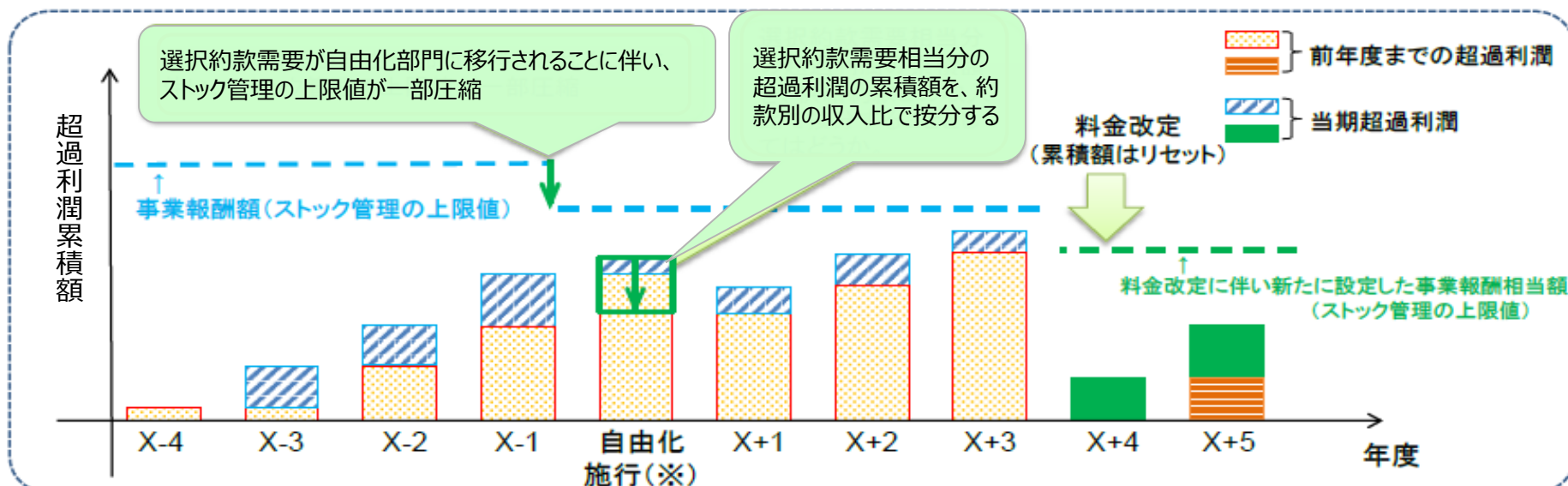


料金変更認可申請
命令発動

(参考 1) 一定水準額と 2015 年度末超過利潤累積額の補正

21

1. 原価算定期間終了後における事後評価において、規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤(＝当期純利益－事業報酬)の累積額が事業報酬の額(ストック管理の上限値)を超えているかどうか、変更認可申請命令を発動するに至る基準の一つとなっている。
2. 小売全面自由化を実施した場合には、自由化部門の需要に移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門＝特定小売供給部門」における事業報酬相当額をストック管理の上限値とする。この場合、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を圧縮する必要があるが、その方法については、現在の供給約款と選択約款との収入比で按分することとしてはどうか。
3. なお、小売全面自由化実施以降、特定小売供給約款の値上げ認可申請又は値下げ届出がなされる場合、既存の超過利潤の累積額はすべてリセットされることから、特段の制度的措置は不要。



※ここでは、現行の供給約款を特定小売供給約款にみなす場合を想定。

※仮に、自由化施行のタイミングで特定小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

1. (3) 審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者 8 社（関西電力・九州電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

(単位：億円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※ 1	中部	北陸	中国	四国	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準									
	3カ年度平均 ① ※2	1.4%	3.2%	1.7%	1.8%	▲0.8%	1.1%	0.3%	3.7%	-
	10社10カ年度平均 ②	-								2.1%
	10社10カ年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	No	No	No	No	No	Yes	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	2017年度末超過利潤累積額③ ※3	-	△76	-	-	-	-	-	△138	-
	2018年度超過利潤④	-	△209	-	-	-	-	-	△50	-
	2018年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	-	△285	-	-	-	-	-	△188	-
	一定水準額（事業報酬額）⑥ ※4	-	342	-	-	-	-	-	59	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	-	-	-	-	-	No	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準									
	2017年度⑦	-	+532	-	-	-	-	-	+17	-
	2018年度⑧	-	+366	-	-	-	-	-	+20	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	-	-	-	-	-	No	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※1:2015年度以前は旧東京電力の数値、2016年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※2:各年度の規制部門の電気事業利益率(%)の単純平均

※3:2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額

※4:一定水準額:規制部門(特定小売供給約款に係る分に限り)に相当する事業報酬額

※5:自由化部門の収支:自由化部門の電気事業損益

(出典:各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

(参考 2) 各社概況① (経営成績-北海道電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	7,031	7,212	※1 180 (+2.6%)
営業費用	6,758	6,842	※2 83 (+1.2%)
うち燃料費	1,422	1,459	37 (+2.6%)
営業損益	273	370	96 (+35.5%)
経常損益	132	262	130 (+99.1%)
当期純損益	131	202	71 (+54.3%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は228億kWhと、前年度比20億kWh (△8.2%) 減であったが、燃料価格上昇による燃料費調整制度の影響などにより、売上高は前年度に比べ180億円 (+2.6%) 増の7,212億円となった。

※2: 豊水による燃料費の減少などはあったが、燃料価格の上昇による燃料費・購入電力料の増加などにより、営業費用は前年度に比べ83億円 (+1.2%) 増の6,842億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	2,313	2,170 △142 (△6.2%)
	電気事業損益	8	※1 30 22 (+271.5%)
	当期純損益	16	※1 17 1 (+6.4%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,184	3,364 179 (+5.6%)
	電気事業損益	126	※1 227 101 (+80.5%)
	当期純損益	117	※1 221 104 (+89.0%)
その他部門	電気事業収益	1,200	1,218 17 (+1.5%)
	電気事業損益	△0	△0 0 (44.1%)
	当期純損益	△2	△36 △34 (△1361.4%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が30億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が227億円（利益）となり、利益率は規制部門が1.4%、自由化部門が6.8%となった。また、当期純損益は規制部門が17億円（利益）、自由化部門が221億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		2,310	
電気事業営業費用 (b)	2,707	2,234	△473
人件費	235	254	19
燃料費	692	483	△209
修繕費	463	343	△120
減価償却費	379	338	△40
購入電力料	310	243	△66
公租公課	146	125	△20
原子力バックエンド費用	18	21	3
その他経費	460	422	△38
差引額 (a - b)		75	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。電源構成変分認可制度による料金改定の対象科目（燃料費・原子力バックエンド費用・購入電力料等・事業税）について、2013年度は2013年改定時、2014～2015年度は2014年改定時の原価。

(参考2) 各社概況① (経営成績-東北電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	18,693	20,255	※1 1,561 (+8.4%)
営業費用	17,869	19,652	※2 1,783 (+10.0%)
うち燃料費	3,499	4,231	731 (+20.9%)
営業損益	823	602	△221 (△26.8%)
経常損益	675	468	△207 (△30.7%)
当期純損益	418	403	△15 (△3.6%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は689億kWhと、前年度比31億kWh (△4.3%) 減であったものの、地帯間・他社販売電力料が増加した影響や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などから、売上高は前年度に比べ1,561億円 (+8.4%) 増の20,255億円となった。

※2: 燃料価格の上昇による燃料費の増加に加え、地帯間・他社購入電力料の増加の影響などにより、営業費用は前年度に比べ1,783億円 (+10.0%) 増の19,652億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	4,925	4,722 △202 (△4.1%)
	電気事業損益	128	※1 112 △15 (△12.3%)
	当期純損益	89	※1 93 3 (+3.8%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	8,538	8,907 368 (+4.3%)
	電気事業損益	532	※1 366 △166 (△31.2%)
	当期純損益	405	※1 275 △129 (△32.1%)
その他部門	電気事業収益	3,097	3,557 460 (+14.9%)
	電気事業損益	0	0 0 (+181.6%)
	当期純損益	△76	34 111 (+145.5%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が112億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が366億円（利益）となり、利益率は規制部門が2.4%、自由化部門が4.1%となった。また、当期純損益は規制部門が93億円（利益）、自由化部門が275億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		5,501	
電気事業営業費用 (b)	5,661	5,343	△318
人件費	580	738	158
燃料費	1,390	1,119	△271
修繕費	846	731	△114
減価償却費	806	732	△74
購入電力料	1,036	1,033	△3
公租公課	295	272	△23
原子力バックエンド費用	14	30	16
その他経費	691	685	△5
差引額 (a - b)		158	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。

(参考 2) 各社概況① (経営成績-東京電力 E P)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	53,803	55,576	※1 1,773 (+3.3%)
営業費用	52,745	55,021	※2 2,275 (+4.3%)
(参考) 燃料費 旧東京電力実績	13,394	15,741	2,346 (+17.5%)
営業損益	1,057	555	△501 (△47.4%)
経常損益	1,112	592	△520 (△46.8%)
当期純損益	830	442	△388 (△46.7%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は前年度比136億kWh (△5.9%) 減の2,194億kWhとなったものの、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから、売上高は前年度に比べ1,773億円 (+3.3%) 増の55,576億円となった。

※2: 燃料価格の上昇により購入電力料が増加し、営業費用は前年度に比べ2,275億円 (+4.3%) 増の55,021億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	15,787	14,705	△1,082 (△6.9%)
	電気事業損益	400	※1 328	△71 (△17.9%)
	当期純損益	284	※1 249	△35 (△12.3%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	24,854	26,065	1,211 (+4.9%)
	電気事業損益	653	※1 274	△379 (△58.0%)
	当期純損益	471	※1 204	△266 (△56.6%)
その他部門	電気事業収益	8,758	9,145	387 (+4.4%)
	電気事業損益	1	3	2 (+147.7%)
	当期純損益	75	△11	△86 (△115.0%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が328億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が274億円（利益）となり、利益率は規制部門が2.2%、自由化部門が1.1%となった。また、当期純損益は規制部門が249億円（利益）、自由化部門が204億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2012～2014 年度 料金原価 (3か年平均)	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		15,912	
電気事業営業費用 (b)	22,086	15,592	△6,493
人件費	1,891	139	△1,752
燃料費	7,827	0	△7,827
修繕費	2,231	0	△2,230
減価償却費	2,827	7	△2,819
購入電力料	2,759	9,319	6,559
公租公課	1,169	22	△1,147
原子力バックエンド費用	235	0	△235
その他経費	3,142	6,103	2,960
差引額 (a - b)		320	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2012～2014年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況① (経営成績-中部電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	25,971	27,430	※1 1,458 (+5.6%)
営業費用	24,824	26,374	※2 1,550 (+6.2%)
うち燃料費	7,136	8,143	1,006 (+14.1%)
営業損益	1,147	1,055	△91 (△8.0%)
経常損益	918	890	△28 (△3.1%)
当期純損益	485	660	174 (+36.0%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 中部エリア外での販売拡大はあったが、競争の進展による他業者への切り替えの影響などから、販売電力量は前年比32億kWh (△2.6%) 減の1,183億kWhとなった。一方、燃料費調整額の増加や再エネ特措法に基づく賦課金や交付金の増加などから、前年度に比べ1,458億円増(+5.6%)の27,430億円となった。

※2: 西名古屋火力発電所による燃料費削減効果や燃料の調達努力・ベースコストの効率化はあったが、燃料価格の上昇により、前年度に比べ1,550億円増 (+6.2%) の26,374億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	4,905	4,388	△516 (△10.5%)
	電気事業損益	94	※1 124	30 (+32.0%)
	当期純損益	72	※1 92	19 (+27.3%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	14,740	15,870	1,130 (+7.7%)
	電気事業損益	842	※1 769	△73 (△8.7%)
	当期純損益	648	※1 571	△76 (△11.8%)
その他部門	電気事業収益	5,044	5,409	364 (+7.2%)
	電気事業損益	2	2	0 (+20.7%)
	当期純損益	△235	△4	+231 (+98.3%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）124億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が769億円（利益）となり、利益率は規制部門が2.8%、自由化部門が4.8%となった。また、当期純損益は規制部門が92億円（利益）、自由化部門が571億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2014～2016 年度 料金原価 (3か年平均)	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		4,533	
電気事業営業費用 (b)	7,536	4,370	△3,165
人件費	754	645	△108
燃料費	3,078	1,277	△1,801
修繕費	996	550	△446
減価償却費	936	565	△370
購入電力料	464	368	△95
公租公課	419	252	△167
原子力バックエンド費用	45	29	△16
その他経費	840	681	△158
差引額 (a - b)		162	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2014～2016年度の3事業年度。

(参考 2) 各社概況① (経営成績-北陸電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	5,491	5,755	※1 264 (+4.8%)
営業費用	5,437	5,710	※2 272 (+5.0%)
うち燃料費	1,189	1,244	54 (+4.6%)
営業損益	53	45	△8 (△15.9%)
経常損益	△56	24	80 (+143.5%)
当期純損益	△41	24	66 (+157.5%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量が暖冬影響や契約電力の減少などにより前年比26億kWh (△9.1%) 減の261億kWhであったが、地帯間・他社販売電力料や再エネ特措法交付金が増加したことなどから、前年度に比べ264億円 (+4.8%) 増の5,755億円となった。

※2: 燃料価格の上昇による燃料費の増加に加え、地帯間・他社購入電力料の増加の影響などにより、営業費用は前年度に比べ272億円 (+5.0%) 増の5,710億円となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,215	
電気事業営業費用 (b)	1,542	1,245	△297
人件費	211	167	△43
燃料費	256	234	△21
修繕費	261	226	△35
減価償却費	352	193	△158
購入電力料	129	152	22
公租公課	123	75	△47
原子力バックエンド費用	13	12	△1
その他経費	194	183	△11
差引額 (a - b)		△30	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2007年10月～2008年9月の1年間。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,184	1,131	△52 (△4.4%)
	電気事業損益	3	※1 △44	△47 (△1,511.2%)
	当期純損益	2	※1 △43	△45 (△1,968.2%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,002	3,220	218 (+7.3%)
	電気事業損益	△22	※1 52	75 (+329.0%)
	当期純損益	△17	※1 51	69 (+402.8%)
その他部門	電気事業収益	935	962	26 (+2.9%)
	電気事業損益	△1	△1	0 (+14.4%)
	当期純損益	△27	15	42 (+158.1%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が△44億円（損失）、一般需要部門（自由化部門）が52億円（利益）となり、利益率は規制部門が△3.9%、自由化部門が1.6%となった。また、当期純損益は規制部門が△43億円（損失）、自由化部門が51億円（利益）となった。

(参考2) 各社概況① (経営成績-中国電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	12,274	12,805	※1 530 (+4.3%)
営業費用	11,949	12,692	※2 742 (+6.2%)
うち燃料費	2,078	2,367	288 (+13.9%)
営業損益	324	112	△211 (△65.3%)
経常損益	240	69	△171 (△71.3%)
当期純損益	164	85	△79 (△48.2%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は前年比24億kWh (△4.5%) 減の529億kWhであったが、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の交付金と賦課金が増加したことなどから、12,805 億円と、前年度に比べ530 億円(+4.3%)の増収となった。

※2: 経営全般にわたる効率化に努めたものの、燃料価格の上昇による原料費の増加に加え、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金の増加などにより、12,692億円と前年度に比べ742億円(+6.2%)の増加となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	2,344	2,082	△261 (△11.2%)
	電気事業損益	33※1	29	△4 (△13.0%)
	当期純損益	25※1	27	1 (+6.3%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	6,601	6,937	336 (+5.1%)
	電気事業損益	190※1	30	△159 (△83.9%)
	当期純損益	155※1	26	△129 (△83.0%)
その他部門	電気事業収益	2,572	2,769	196 (+7.7%)
	電気事業損益	△29	△24	4 (+16.7%)
	当期純損益	△16	31	48 (+287.1%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が29億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が30億円（利益）となり、利益率は規制部門が1.4%、自由化部門が0.4%となった。また、当期純損益は規制部門が27億円（利益）、自由化部門が26億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		2,195	
電気事業営業費用 (b)	3,423	2,145	△1,278
人件費	503	314	△189
燃料費	737	385	△352
修繕費	428	254	△173
減価償却費	483	226	△257
購入電力料	476	450	△25
公租公課	207	113	△93
原子力バックエンド費用	35	11	△23
その他経費	550	388	△162
差引額 (a - b)		49	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2008年4月～2009年3月の1年間。

(参考 2) 各社概況① (経営成績-四国電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	6,543	6,540 ※1	△ 2 (△0.0%)
営業費用	6,348	6,396 ※2	48 (+0.8%)
うち燃料費	842	797	△45 (△5.4%)
営業損益	194	144	△50 (△26.1%)
経常損益	196	157	△38 (△19.9%)
当期純損益	143	114	△29 (△20.8%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は前年比18億kWh (△7.3%) 減の232億kWhであったものの、燃料価格の上昇等に伴う燃料費調整額の増加などにより、前年度に比べ2億円 (△0.0%) の減収にとどまり 6,540億円となった。

※2: 経営全般にわたる費用削減に努めたものの、燃料価格の上昇等に伴う需給関連費 (燃料費+購入電力料) の増加などにより、前年度に比べ 48億円 (+0.8%) 増加の 6,396億円となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,442	
電気事業営業費用 (b)	1,717	1,445	△271
人件費	217	211	△6
燃料費	354	183	△170
修繕費	285	221	△63
減価償却費	210	168	△42
購入電力料	191	262	70
公租公課	98	77	△20
原子力バックエンド費用	24	30	5
その他経費	334	289	△44
差引額 (a - b)		△3	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,569	1,347	△221 (△14.1%)
	電気事業損益	40 ※1	△13	△54 (△133.7%)
	当期純損益	29 ※1	△13	△43 (△145.0%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,039	3,158	119 (+3.9%)
	電気事業損益	105 ※1	123	17 (+17.0%)
	当期純損益	77 ※1	92	14 (+19.4%)
その他部門	電気事業収益	1,436	1,493	57 (+4.0%)
	電気事業損益	1	1	0 (+14.3%)
	当期純損益	36	35	△1 (△4.1%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が△13億円 (損失)、一般需要部門 (自由化部門) が123億円 (利益) となり、利益率は規制部門が△1.0%、自由化部門が3.9%となった。また、当期純損益は規制部門が△13億円 (損失)、自由化部門が92億円 (利益) となった。

(出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成)

(参考 2) 各社概況① (経営成績-沖縄電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2017年度	2018年度	差異
売上高	1,880	1,959	※1 78 (+4.2%)
営業費用	1,809	1,924	※2 115 (+6.4%)
うち燃料費	456	540	84 (+18.6%)
営業損益	71	35	△36 (△51.0%)
経常損益	63	36	△26 (△41.6%)
当期純損益	51	30	△20 (△40.6%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は前年比3億kWh (△4.0%) 減の74億kWhであったものの、燃料費調整制度等の影響により、前年度に比べ78億円 (+4.2%) 増収の 1,959億円となった。

※2: 燃料費や他社購入電力料が増加したことから、前年度に比べ 115億円 (+6.4%) 増加の 1,924億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2017年度	2018年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	869	857	△12 (△1.4%)
	電気事業損益	42	※1 5	△36 (△87.4%)
	当期純損益	33	※1 4	△29 (△87.2%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	699	761	62 (+8.9%)
	電気事業損益	17	※1 20	2 (+15.5%)
	当期純損益	14	※1 16	2 (+17.5%)
その他部門	電気事業収益	297	313	15 (+5.4%)
	電気事業損益	△1	△1	0 (+23.6%)
	当期純損益	2	9	6 (+216.6%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が5億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が20億円（利益）となり、利益率は規制部門が0.6%、自由化部門が2.7%となった。また、当期純損益は規制部門が4億円（利益）、自由化部門が16億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2018年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		859	
電気事業営業費用 (b)	928	848	△80
人件費	111	110	△0
燃料費	280	235	△44
修繕費	119	108	△11
減価償却費	146	131	△15
購入電力料	84	115	30
公租公課	43	38	△4
原子力バックエンド費用	-	-	-
その他経費	143	107	△35
差引額 (a - b)		11	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2008年4月～2009年3月の1年間。

2. 総評

I. 審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1〔電気事業利益率による基準〕では、個社の直近3か年度平均の利益率が10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、東北電力及び沖縄電力の2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2〔超過利潤累積額による基準〕では、2018年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬額を下回っており、ステップ2〔自由化部門の収支による基準〕では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 以上より、原価算定期間を終了しているみなし小売事業者8社（関西電力・九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。